

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

氏名 _____

電話 078-821-3838 _____

（平日 午前9時00分～午後6時00分 土・日曜日、年末年始は休み）

2 事業所の概要

地域包括支援センター名	大石あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市灘区大石東町1-2-1
連絡先	TEL 078-821-3838 FAX 078-821-3812
緊急時の連絡先	TEL 078-821-3888（ロングステージ灘）
管理者氏名	波田 頼明
営業日	平日（祝祭日を含む）
営業時間	午前9時00分～午後6時00分まで
サービス提供実施地域	神戸市灘区 大和町、中郷町、徳井町、記田町、深田町、備後町、桜口町、友田町、浜田町、烏帽子町、鹿ノ下通、新在家北町、新在家南町、大石東町、大石北町、大石南町、灘浜東町

3 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 鶯園
所在地	岡山県津山市瓜生原337-1
連絡先（代表）	TEL 0868-26-0888 FAX 0868-26-0144
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 小林 和彦
法人の行う他の業務	特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、グループホーム等

4 当事業所の従業員

職 種	人数
保健師または看護師	2人
主任介護支援専門員	1人
社会福祉士	2人
地域支え合い推進員	1人
その他の職員 (介護支援専門員等)	3人

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	<p>高齢者が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続するために、できるだけ要介護状態にならないための支援計画の作成、介護予防サービスやその他インフォーマルサービスの調整、高齢者の状態変化に対する評価などを行うことを目的とします。</p>
運営方針	<p>利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を継続して営むことが出来るよう支援することを旨とし、介護予防サービス・支援計画の作成やその計画に基づく介護予防サービスおよび他の社会的サービスが、利用者に適切に提供されるよう努めます。</p> <p>介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身状態の改善および悪化防止に資するよう行います。また、介護予防支援の提供にあたっては、常に利用者の立場に立って中立公平に行い、介護保険法令を遵守した運営を行います。</p>

6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定める利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、受託居宅介護支援事業者が行います。

内 容	提 供 方 法	保険適用
<p>介護予防サービス ・ 支援 計画の作成 (契約書本文第4～7条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 	<p style="text-align: center;">○</p>

<p>介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>	<p>○</p>
<p>サービス実施状況の把握・介護予防サービス・支援計画等の評価 (契約書本文第4条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者及びその家族と定期的に連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の変更等を行います。 	<p>○</p>
<p>給付管理 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。</p>	<p>○</p>
<p>相談・説明 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防や介護保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。</p>	<p>○</p>
<p>医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第4～5条・別紙)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p>	<p>○</p>
<p>財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第4条・別紙)</p>	<p>利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて利用者が指定する第三者への連絡を行います。</p>	<p>—</p>
<p>介護予防サービス・支援計画の変更 (契約書本文第5条)</p>	<p>利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、サービスの変更を行います。</p>	<p>○</p>
<p>要支援認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第6条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の意思を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。 2 利用者の要支援認定有効期間満了の60日前から、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。 	<p>○</p>

サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第7条)	1 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、次項に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。) 2 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
利用者の状況の把握	担当職員が、利用者の居宅を訪問する等、神戸市に定められた頻度で状況の把握等を行います。	

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援（介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。

(サービス提供証明書を区役所の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

介護予防支援費	4,791円(1ヶ月)
介護予防ケアマネジメント従来型	4,791円(1ヶ月)
介護予防ケアマネジメント簡易型	3,826円(1ヶ月)
初回加算※1	3,252円(1ヶ月)
委託連携加算※2	3,252円(1ヶ月)

※1 初回加算

新規に介護予防サービス計画を作成した場合、介護予防支援費に加算されます。

※2 委託連携加算

居宅介護支援事業所に委託する場合、必要な情報を提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合加算されます。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費 (実費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります。	利用のあった月ごとに集計し、翌月10日までに請求させていただきます。
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

※要介護認定をうけ、住民主体訪問サービスのみを利用する場合には継続します。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する旨をお申し出いただければ解約する事ができます。

10 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくことになります。

11 サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における確認事項

- ① 利用者の居宅への訪問中に、利用者の体調の急変が生じた場合には、主治医や家族に連絡を取るなどし、必要な措置を講じます。
- ② 事業者の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに対応します。
- ③ 事業者は、緊急時における連絡先などを利用者または家族などから聴取し、緊急連絡先として記録します。

(2) 市町村、家族等への連絡方法

神戸市が定める事故発生時の連絡手順に従い、関係機関、部署に速やかに報告します。

(3) 事業者の再発防止策等

事業者は、担当職員に対して事故防止や緊急時対応などに係る必要な研修を行い、事故発生防止に努めます。

12 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、事業者は金銭等により賠償をいたします。

事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名

ひょうご福祉サービス総合賠償制度（引受幹事保険会社：三井住友海上火災保険（株））

○賠償できる事項

- ・ 対人事故 ・ 対物事故 ・ 担当者による経済的損失 ・ 人格権侵害
- ・ 預かった金品の盗難や破損など

13 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい

○ 事業者の苦情相談窓口 苦情相談係

(担当者) 波田 頼明 (責任者) 松本 研志	連絡先	078-821-3838
	FAX	078-821-3812
	受付時間（平日）	午前9時～午後6時
	緊急連絡先	078-821-3888

- 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービスに関すること） TEL：078-322-6326 （平日 8：45～12：00、13：00～17：30）
養介護施設従事者による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内） TEL：078-322-6774 （平日 8：45～12：00、13：00～17：30）
兵庫県国民健康保険団体連合会（介護保険サービスに関すること） TEL：078-332-5617 （平日 8：45～17：15）
神戸市消費生活センター（サービスの質や契約に関すること） TEL：078-371-1221 （平日 9：00～17：00）

14 その他運営に関する留意点

（1）職員の体制・資質の向上

当事業所は、社会的使命を十分に認識し、従業者の資質の向上を図るために研修や研究の機会を設け、また適切な業務体制を整備します。

（2）公平中立なケアマネジメントの確保

当事業所が介護予防サービス・支援計画に位置づける介護予防・生活支援サービス事業所等について、利用者は複数の事業所の紹介を求め、選択を行うことが可能です。また、当該サービス事業所を介護予防サービス・支援計画に位置づけた理由を求めることも可能です。

（3）虐待防止のための措置

当事業所は虐待の防止に努めるため、虐待防止の指針を策定し、虐待防止に係る体制として虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止の担当者を選任します。

虐待防止委員会は併設する施設、事業所と共同で開催し、その検討結果を職員に周知するとともに、虐待防止のための職員研修を年1回以上行います。

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定します。

（4）非常災害対策のための措置（業務継続計画）

非常災害時等の緊急の事態に備え、執るべき措置について業務継続計画を策定するとともに、職員に周知徹底を図るための研修や定期的な訓練を行います。非常災害時や感染症まん延時にあっても、継続的にサービス提供が出来るよう努めます。

（5）感染症対策のための措置

当事業所は感染症の予防及びまん延の防止に努めるため、感染症予防及びまん延防止のための指針を策定し、感染症予防及びまん延防止に係る体制として感染症予防委員会を設置します。

感染症予防委員会は併設する施設、事業所と共同で開催し、その検討結果を職員に周知するとともに、感染症予防及びまん延防止のための職員研修や対応訓練を定期的実施します。

感染症予防及びまん延防止のためのマニュアルを策定します。

(6) 身体拘束の適正化

当事業所は、身体拘束等の適正化を図る観点から以下の点に留意した上で必要な措置を講じます。

- ・利用者又は他の利用者、家族、職員等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

15 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域包括支援センター

所在地 神戸市灘区大石東町1-2-1

名称 大石あんしんすこやかセンター

説明者

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

上記代理人（代理人を選定した場合）

代理人

住所

氏名

電話

(付属別紙)

要介護・要支援認定前に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護・要支援認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス・支援計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する介護サービスについて

- ・利用者が要介護・要支援認定までに、介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から1ヶ月以内に介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス・支援計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス・支援計画については、要介護・要支援認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護・要支援認定後の契約の継続について

- ・要支援度が認定されれば、利用者に対してこの契約は、要支援認定の有効期間が満了する日まで継続されます。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了します。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定申請の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

- ・要介護認定申請の結果、自立（非該当）となった場合には、契約締結日以降の介護予防支援費の利用料をいただきます。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。

4 注意事項

要介護・要支援認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護・要支援認定前に提供された介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。
- (2) 要介護・要支援認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。